

期 間 入 札 の 公 告

令和 7 年 11 月 18 日

東京地方裁判所立川支部民事第 4 部

裁判所書記官 小 林 裕 子

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7 年 12 月 3 日 午前 9 時 00 分から 令和 7 年 12 月 10 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日	日 時 令和 7 年 12 月 16 日 午前 10 時 00 分 場 所 東京地方裁判所立川支部売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8 年 1 月 7 日 午前 11 時 00 分 場 所 東京地方裁判所立川支部民事第 4 部
特別売却 実施期間	令和 7 年 12 月 17 日 午前 10 時 00 分から 令和 7 年 12 月 19 日 午後 5 時 00 分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書 (2) 銀行または損害保険会社の支払保証委託契約締結証明書
買受申出の資格の 制限（民事執行規則 33 条）	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7 年 11 月 18 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	



物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和 6 年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	18, 110, 000 14, 488, 000	一括	3, 622, 000	50, 423	16, 432
1	4, 760, 000				
2	13, 350, 000				



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 東村山市富士見町四丁目 |
| | 地 番 | 15番51 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 109.18平方メートル |
| 2 | 所 在 | 東村山市富士見町四丁目15番地51 |
| | 家屋 番号 | 15番51 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造スレート葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 44.89平方メートル
2階 42.41平方メートル |



物件明細書

令和 7年 9月26日

東京地方裁判所立川支部民事第4部

裁判所書記官 蘆 澤 里英子

1 不動産の表示

【物件番号 1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号 1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります。）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。このほか、BITシステムの「お知らせ」メニュー内の各裁判所にある「競売ファイル・競売手続説明書」にも登載されています。



物・件目録

- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 東村山市富士見町四丁目 |
| | 地 番 | 15番51 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 109.18平方メートル |
| 2 | 所 在 | 東村山市富士見町四丁目15番地51 |
| | 家屋 番号 | 15番51 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造スレート葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 44.89平方メートル
2階 42.41平方メートル |



令和7年(ケ)第95号
令和7年6月17日受理
令和7年7月23日提出
(評価人 原 寛 人)

現況調査報告書

東京地方裁判所立川支部
執行官 塚 田

正

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 東村山市富士見町四丁目 |
| | 地 番 | 1 5 番 5 1 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 1 0 9. 1 8平方メートル |
| 2 | 所 在 | 東村山市富士見町四丁目 1 5 番地 5 1 |
| | 家屋 番号 | 1 5 番 5 1 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造スレート葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 4 4. 8 9平方メートル
2階 4 2. 4 1平方メートル |



不 動 産 の 表 示	「物件目録」のとおり
住 居 表 示	東京都東村山市富士見町四丁目15番地51（住居表示未実施）
土 地	物件1
現 況 地 目	☒ 宅地（物件1） ☐ 公衆用道路（物件 ） ☐ （物件 ）
形 状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり ☐
占 有 者 及 び 占 有 状 況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり
下記以外の建物 （目的外建物）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）
そ の 他 の 事 項	
建 物	物件2
種類・構造及び 床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点異なる（ ☐ 主たる建物 ☐ 附属建物） ☐ 種 類： ☐ 構 造： ☐ 床面積：
物件目録にない 附 属 建 物	☒ ない ☐ ある — ☐ 種 類： ☐ 構 造： ☐ 床面積：
占 有 者 及 び 占 有 状 況	☐ 建物所有者 ☒ その他の者 上記の者が本建物を 居宅 として使用している ☒ 「占有者及び占有権原」のとおり
上記以外の敷地 （目的外土地）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）
そ の 他 の 事 項	
執 行 官 保 管 の 仮 処 分	☒ ない ☐ ある 地方裁判所 支部 令和 年（ ）第 号 保管開始日 令和 年 月 日
土地建物の位置関係	☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり

（注）チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり
 （ 2 枚目）

占有者及び占有権原 (物件2関係)		
占有範囲	■全部 □	
占有者	□債務者 ■氏名不詳男性	
占有状況	□敷地 □駐車場 □ ■居宅 □事務所 □店舗 □倉庫 □	
■関係人 (■氏名不詳男性 (占有者) □ ()) の陳述/□提示文書 () の要旨		
占有権原	□賃借権 ■使用借権 □	
占有開始時期	年 月 日	
最初の契約等	契約日	年 月 日
	期間	年 月 日から □ 年 月 日まで 年間 □期間の定めなし
更新の種別	□合意更新 □自動更新 □法定更新	
現在の契約等	期間	年 月 日から □ 年 月 日まで 年間 □期間の定めなし
契約等当事者	貸主	□所有者 □その他の者 ()
	借主	□占有者 □その他の者 ()
賃料・支払時期等	毎 金 円 (毎 限り 分支払) □前払 (分 円) □相殺 (分 円)	
敷金・保証金	□ない □ある (□敷金 円 □保証金 円)	
特約等	□譲渡・転貸を認める □	
その他		
執行官の意見	■上記のとおり □下記のとおり ■「執行官の意見」のとおり	
在室した氏名不詳男性からの面接聴取により上記占有者及び占有権原を記載した		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(3 枚目)

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
氏名不詳男性（占有者）	1 私は本件建物を居宅として使用しています。 2 室内で猫2匹を飼育しています。 3 本件建物内で不具合な部分や増改築した部分はありません。 4 私の氏名については言いたくありません。私と建物所有者との間では本件建物を使用するに際し、金銭等の授受はありません。 5 任意売却の関係書類の中にパンフレットが入っています。近所の目があるので速やかに立入調査を終了してください。私は、これから仕事に出かけます。 (令和7年6月27日面接聴取)

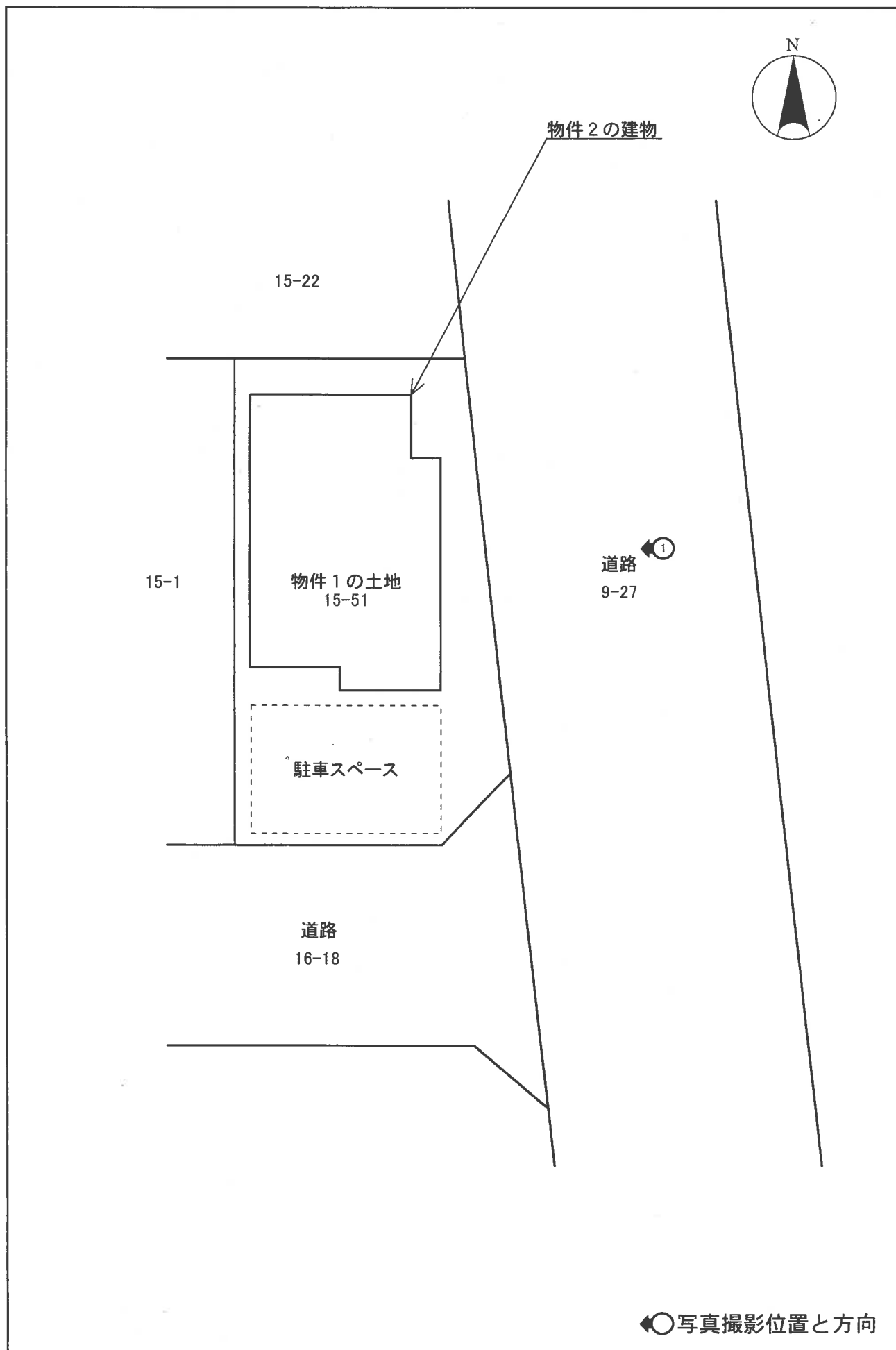
(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(4 枚目)

執行官の意見

- 1 本件各物件の状況は、土地建物位置関係図、建物間取図及び添付写真のとおりである。
- 2 郵便受け付近の表札には A の姓が表示されていた。
- 3 立入調査を実施したところ、氏名不詳男性が在室し、関係人の陳述に記載のとおり述べ、室内には日常使用される動産一式が存在し、居宅として使用されていることが窺われた。2 階には屋根裏収納と思われる扉が存在したが、荷物等があり開けることができなかった。各室内には猫の毛や蜘蛛の巣があり、多量の荷物やビニール袋、空き缶等で床面が見えず、歩行することが困難な状況であった。また、各室内の扉は荷物等で十分に開けることができず詳細な確認ができなかった。室内には建物所有者宛の公共料金関係書類（水道）及び郵便物等が存在した。
- 4 立入調査時には氏名不詳男性が在室したが、以下の理由から氏名不詳男性は建物所有者本人の蓋然性が高いと思われた。
 - (1) 本件建物の各室は上記のとおり衛生上第三者が居住できるような状態ではないこと
 - (2) 当職が氏名を述べるよう複数回に及び説得したが頑なに拒否し続けるとともに、任意売却の関係書類を提示したこと
 - (3) 公共料金関係書類が建物所有者名義であること
 - (4) 近隣への体裁があるため立入調査を早く終了するよう執拗に申し述べたこと
 - (5) 第三者の占有を窺わせる徴表を確認できなかったこと
- 5 本件建物の占有状況については、上記資料及び現場の状況から、前記のとおり認定した。

調 査 の 経 過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
令和7年6月17日 18:30-18:40	物件所在地	物件確認、外観写真撮影、物件調査、占有調査、写真撮影 照会書差置
令和7年6月17日 : - :	東京法務局立川出張所	登記事項証明書等交付申請 地図などの写し交付申請
令和7年6月27日 9:34-10:30	物件所在地	物件確認、物件調査、占有調査、写真撮影、図面作成、評価人同行、氏名不詳男性に面接聴取
令和 年 月 日 : - :		
令和 年 月 日 : - :		
令和 年 月 日 : - :		
令和 年 月 日 : - :		
令和 年 月 日 : - :		
(特記事項) ☐ 令和 年 月 日 目的物件が施錠されている場合に備えて、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☒ 令和7年6月27日 目的物件は応答がなく施錠されていたので、立会人Bを立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入ったところ、氏名不詳男性が在室していた。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(6 枚目)

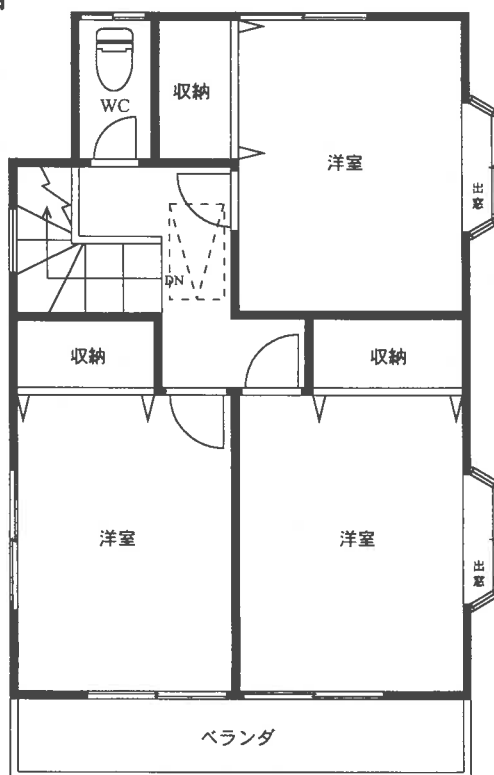




1階



2階



◀○写真撮影位置と方向

001



002



003



令和7年(ケ)第95号
令和7年6月27日現地調査
令和7年8月13日評価

東京地方裁判所立川支部
民事第4部 不動産執行係

御 中

評 価 書

評価人 原 寛人

第1 評価額

一括価格	
金 18,110,000円	
内訳価格	
物件1(土地)	金 4,760,000円
物件2(建物)	金 13,350,000円

- 1 一括価格は、物件1、2の各不動産について、一括売却(民事執行法第61条本文)を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は、物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は、当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較して競売不動産特有の各種の制約(売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等)等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番 号	所在等	登記	現 況
1	次頁物件目録記載のとおり		同 左
2	次頁物件目録記載のとおり		同 左
番 号	特 記 事 項		
	特になし		

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 東村山市富士見町四丁目 |
| | 地 番 | 1 5 番 5 1 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 1 0 9 . 1 8 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 東村山市富士見町四丁目 1 5 番地 5 1 |
| | 家屋 番号 | 1 5 番 5 1 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造スレート葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 4 4 . 8 9 平方メートル
2階 4 2 . 4 1 平方メートル |



第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等 (物件1)

位 置 ・ 交 通	西武多摩湖線「武蔵大和」駅の南東方約900m(道路距離:以下同様、徒歩約12分)、西武新宿線・国分寺線「東村山」駅の南西方約2.3km、最寄バス停まで徒歩約1分に位置する。(附属資料「位置図」参照)	
付 近 の 状 況	近隣は、地勢はほぼ平坦であり、中小規模の一般住宅が建ち並ぶほか事業所、公園等が見られる「空堀川」に近い住宅地域である。 現在のところ地域に変動をもたらす要因は特に見当たらないため、当分の間は現状を維持して推移するものと予測される。	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分 用 途 地 域 建 蔽 率 容 積 率 防 火 規 制 日 影 規 制 高 度 規 制 その他の規制	市街化区域 第2種低層住居専用地域 50% 100% 準防火地域 有り(3-2h 1.5m) 第1種高度地区 建物絶対高さ10m以内 ・ 最低敷地面積110㎡以上(令和6年4月26日施行規定であり、本土地での再築は可能である)
画 地 の 状 況	規 模 形 状 間 口 ・ 奥 行 地 勢	(物件1土地、宅地) 109.18㎡(登記簿面積、法務局備付け地積測量図有り) ほぼ台形 間口 約12.5m(東側) 隅切り約3m 奥行約6.8m～約8.5m(東→西) ほぼ平坦
接 面 道 路 等 の 状 況	* 物件1土地は、東側で幅員約8m舗装市道(建築基準法第42条第1項第1号道路 該当)に、南側で幅員約6m舗装市道(建築基準法第42条第1項第1号道路 該当)に、各々ほぼ等高に接面している角地。	
土 地 の 利 用 状 況	* 物件1土地は、物件2建物の敷地として利用されている。 また、物件1土地のうち南側に、車庫スペースが存するほか、手入れがなされていない高さ約9mの庭木が繁茂し、道路側に大きく越境している。 * 建物の配置は、附属資料建物図面・各階平面図のとおり。	

供給処理施設 (基本的には敷地内への引き込みの有無を基準としている)	上水道 有 都市ガス配管 有 公共下水道 有
土地の履歴等	*①本件土地は、過去の住宅地図による調査より、昭和51年版、昭和62年版からは「空地」、平成6年版からは「共同住宅」、平成24年版からは「一般住宅」として利用され、その後本件建物が建築されたものと推定される。 ②本件土地は、調査時点において、土壤汚染対策法の要措置区域等の指定は無く、また水質汚濁防止法に基づく特定施設(有害物質特定施設含む)の届出は無い。
特記事項	*本件土地は、東村山市洪水ハザードマップによると、想定最大規模降雨時の「浸水予想区域」に位置している。

2 建物の概況及び利用状況等（物件2）

区 分	主である建物								
建築時期及び経済的残存耐用年数等	建築年月日(登記記載) 経 過 年 数 経済的残存耐用年数		平成12年8月10日 新築 約25年 約5年						
仕 様	構造 屋根 外壁 天井 内 壁 床 設 備 そ の 他	木造 2階建 スレート葺 サイディング等 ビニールクロス、目透かし天井等 ビニールクロス等 フローリング、畳、塩ビシート等 トイレ、浴室・洗面室、キッチン等 ・ 屋根裏収納庫が存するが、内部を確認できなかった。							
床面積(現況)	<table><tr><td>1階</td><td>44.89 m²</td></tr><tr><td>2階</td><td>42.41 m²</td></tr><tr><td>延床面積</td><td>87.30 m²</td></tr></table>			1階	44.89 m ²	2階	42.41 m ²	延床面積	87.30 m ²
1階	44.89 m ²								
2階	42.41 m ²								
延床面積	87.30 m ²								
現況用途等	種 類 間 取 り	居宅 4LDK(洋室×3、和室×1)							
品 等	普 通								
保守管理の状態	劣 る								
建物の利用状況	＊本建物は、名前不詳の占有者が使用借権に基づき、居宅として使用し占有している。したがって、本建物に利用権減価が無いものとして評価を進める。								
特 記 事 項	＊本建物は、新築時の建築確認の検査済証が交付済みであった。 ＊①全ての居室、LDK、階段・廊下等には、衣類、ペットボトル、ゴミ袋等が大量に置かれているほか、埃やクモの巣が至る所に見られ、長期間清掃が行われていないものと思われる。 ②全体的に経年以上の小破損、汚れが見られた。特に、浴室、トイレ廻が酷く汚れていた。 ③猫が2匹飼われており、壁や建具に引っ掻きキズが多数見られた。								

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件1(土地)

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	更地価格		地 積(㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格(円) オ
	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別格差 イ			
1	184,000	× 1.04	× 109.18	× 0.95	= 19,850,000円

* 総額(円)については、万円未満四捨五入とした。ただし、1万円未満の評価額については、全て1万円とする(以下同様)。

ア 標準画地価格：下記規準価格を中心に、その他の価格資料等を斟酌して地域の標準画地の価格を求めた。なお、標準画地は、近隣において、土地の概況(間口、奥行、規模等)及び利用状況等が標準的な中間画地を想定した。

基準地 東村山(都) - 11

$$\begin{array}{ccccccc} \text{基準地価格} & \text{時点修正} & \text{標準化補正} & \text{地域格差} & \text{規準価格(更地)} \\ 175,000\text{円}/\text{㎡} \times 103 / 100 \times 100 / 102 \times 100 / 96 & = & 184,000\text{円}/\text{㎡} \\ & & (\text{上三桁未満四捨五入}) \end{array}$$

時 点 修 正：令和6年7月1日 から評価日までの推定変動率である。

標準化補正：基準地の個別的要因(接道方位：西向き+2)を考慮して補正を施した。

地 域 格 差：基準地の所在する地域と対象地域を、交通・接近条件、街路条件、環境条件及び行政的条件を総合的に比較検討して査定した。

イ 個 別 格 差：個別格差率を以下のとおり査定した。

$$\begin{array}{l} \cdot \text{主たる接道の方位(東向き)} + 2 \quad \cdot \text{南東角地} + 4 \quad \cdot \text{形状} \blacktriangle 2 \\ \text{【相乗積】} (1+0.02) \times (1+0.04) \times (1-0.02) = 1.04 \end{array}$$

ウ 地 積：登記数量による。

エ 建 付 減 価：敷地と建物の最有効使用との関連等を考慮して建付減価率を判定した。

② 物件2(建物)

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

物件 番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物価格(円) エ
2	200,000	× 87.30	× 0.16	= 2,790,000円

ア 再調達原価：対象建物の現状の使用資材、施工の程度等を観察し、その仕様の標準的な原価を採用した。

イ 現況延床面積：登記数量を基とした床面積を採用した。

ウ 現価率

- ・新築後の経過年数約25年、経済的残存耐用年数約5年、観察減価率(物理的・機能的・経済的減価、建物の管理状況、目視不能部分の損傷可能性、中古建物の市場性等を考慮)30%
- ・耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用し、現価率を下記のとおり査定した。

$$\begin{array}{ccccccc} \text{〈残価率〉} & & \text{〈耐用年数に基づく方法〉} & & \text{〈観察減価〉} & & \text{〈現価率〉} \\ 0.05 & + & (1 - 0.05) \times 5 / (25 + 5) & \times & (1 - 0.30) & \div & 0.16 \\ & & & & & & \text{(小数第3位を四捨五入)} \end{array}$$

(注)耐用年数は経済的な観点から判断したもので、必ずしも税務上の耐用年数とは一致しない。

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物についてはその土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を決定した。

① 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格(円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格(円) ウ
1	19,850,000	× 0.70	法定地上権	= 13,900,000円

ア 建付地価格：前記1①オ

イ 売却により法定地上権が成立するものと解される。法定地上権割合は、近隣における借地権の取引慣行、課税上の割合等を参考に、建物の性質、地上権としての特性等を勘案して判定した。

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等価格 の 控除及び加算(円) イ	占有 減価修正 ウ	市場性 修正 エ	競売市場 修正 オ	評 価 額 (円)
1	19,850,000	－ 13,900,000		× 1.0	× 0.80	= 4,760,000円
2	2,790,000	＋ 13,900,000		× 1.0	× 0.80	= 13,350,000円
一括価格(合計)						= 18,110,000円

ア 基礎となる価格：前記1

イ 土地利用権等価格：前記2①ウ

ウ 占有減価修正：必要無し。

エ 市場性修正：必要無し。

オ 競売市場修正：「第2評価の条件」欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮して修正を行った。

第6 参考価格資料

■ 東京都基準地 （価格時点：令和6年7月1日 ）

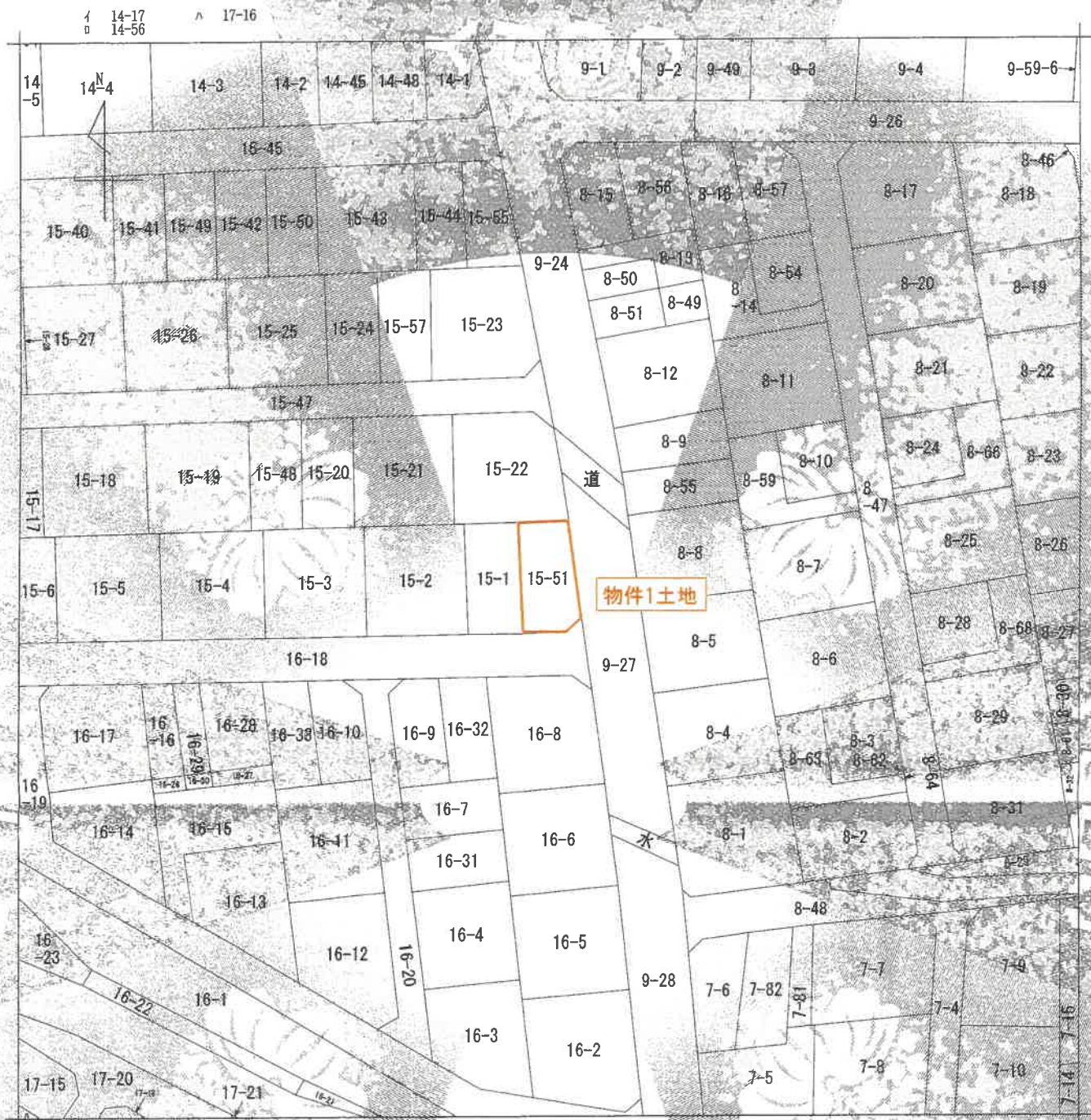
番 号	東村山(都)-11
所在・地番(住居表示)	東村山市富士見町4丁目8番36
価 格	175,000円/㎡
地 積	208㎡
交通施設との接近状況	武蔵大和駅 1,000m
供給処理施設	ガス 水道 下水
接 面 街 路	西側5m 市道
法令上の制限	第1種低層住居専用地域 (50% 100%) 高度地区 準防火地域
周辺土地の利用状況	中規模一般住宅が多い閑静な住宅地域

第7 附属資料の表示

位置図
公図写
地積測量図写
建物図面・各階平面図写

以 上





(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

地番区域見出し
富士見町4丁目

請求部	所在	東村山市富士見町4丁目			地番	15番51		
出力縮尺	1/600	精度区分		登録番号又は記号	分類	地図に準ずる図面		
作成年月日					種類	旧土地台帳附属地図		
				備付年月日(原図)			補記	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した図面である。

(東京法務局田無出張所管轄)

令和7年6月25日

東京法務局府中支局

登記官

請求番号：10-1

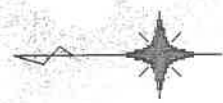
(1/1)

平成30年八月十四日登記

地積測量図

地番 15番1・15番51

土地の所在 東村山市富士見町四丁目



座標求積表

地番	① 15番1			
測点	Xn	Yn	$\sum(Xn+1 - Xn)Yn$	
164	215.643	191.229	2821.851072	
46	215.706	183.812	-2694.500108	
S8	200.984	183.756	-2710.768512	
165	200.954	191.229	2803.225911	
		包囲積	219.808363	
		地面積	109.9041815	
		地積	109.90	m ²

物件1土地

地番	② 15番51			
測点	Xn	Yn	$\sum(Xn+1 - Xn)Yn$	
165	200.954	191.229	-2813.552277	
P3	200.930	197.366	429.863148	
P2	203.132	199.405	2922.479680	
S19	215.586	198.103	2478.466633	
164	215.643	191.229	-2798.896752	
		包囲積	218.360432	
		地面積	109.1802160	
		地積	109.18	m ²

地番	③ 15番51			
測点	Xn	Yn	$\sum(Xn+1 - Xn)Yn$	
165	200.954	191.229	-2813.552277	
P3	200.930	197.366	429.863148	
P2	203.132	199.405	2922.479680	
S19	215.586	198.103	2478.466633	
164	215.643	191.229	-2798.896752	
		包囲積	218.360432	
		地面積	109.1802160	
		地積	109.18	m ²



1426496

縮尺 1/250

申請人

(東京土地測量調査株式会社 代表)

作製者

(東京土地測量調査株式会社 代表)

登記年月日：平成11年8月24日

これは図面に記録されている内容を証明する図面である。

(東京法務局田無出張所 蔵)

令和7年6月25日

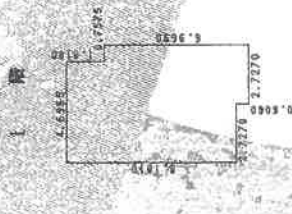
東京法務局 田無出張所

登記官

登記年月日：平成12年11月22日

これは図面に記載されている内容と証明した図面である
(東京法務局田無出張所管轄)
令和7年6月25日 東京法務局田無出張所

各階平面図



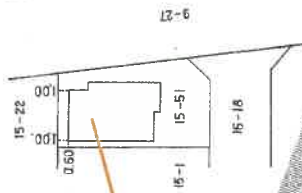
2 階



建物平面図

家屋番号 15番51

建物の所在 夏村山市富士見町4丁目15番地51



物件2建物

5435163

作製者

平成12年11月20日作成

縮尺 1/250

申請人

縮尺 1/500

(東京法務局田無出張所管轄)

請求番号：10-3